

高額介護サービス費利用者負担段階の基準見直し（令和8年8月から実施）

令和8年8月1日以降に利用されたサービス分より利用者負担段階の区分基準は下記の通りとなります。

令和8年7月まで

区分		限度額
市民税課税世帯	年収約1,160万円以上の方	140,100円（世帯）
	年収約770万円以上約1,160万円未満の方	93,000円（世帯）
	年収約770万円未満の方	44,400円（世帯）
市民税非課税世帯	世帯員全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
	老齢福祉年金受給者の方	24,600円（世帯）
	前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万9,000円以下の方	15,000円（個人）
生活保護受給者の方等		15,000（個人）



令和8年8月以降

区分		限度額
市民税課税世帯	年収約1,160万円以上の方	140,100円（世帯）
	年収約770万円以上約1,160万円未満の方	93,000円（世帯）
	年収約770万円未満の方	44,400円（世帯）
市民税非課税世帯	世帯員全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
	老齢福祉年金受給者の方	24,600円（世帯）
	前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円以下の方	15,000円（個人）
生活保護受給者の方等		15,000（個人）